

(記載第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年8月1日

木城町長 半渡 英俊

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類	実施地域等		実施期間	実施主体	年度	認定又は変更
	2号事業	地域 重点区域との重複の有無				
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	田神1集落	R2	認定
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	田神2集落	R2	認定
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	駄留集落	R2	認定
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	石河内集落	R2	認定
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	田神1集落	R3	変更
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	田神2集落	R3	変更
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	駄留集落	R3	変更
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	石河内集落	R3	変更
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	石河内集落	R4	変更
○	木城町区域	無	R2 ~ R6	駄留集落	R5	変更
			~			
			~			
			~			
			~			